

岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施要領

[令和4年3月31日 環企第855号]

[一部改正 令和5年3月31日 脱推第343号]

第1 趣旨

岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業は、清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に則し、自然環境の保全や川づくりなどの重要性について、県民の理解と関心を高める事業又は環境教育等により人材を育成するため、市町村が自ら企画立案して実行する事業又は複数の市町村が共同で特定の森林・環境政策課題に基づき提案する事業を支援するものである。

この事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 対象事業

- 1 要綱別表第1に掲げる次代の環境活動を担う人材育成支援事業の対象となる事業は、清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に則した次の事業とする。
 - (1) 自然環境の保全や川づくりなどの重要性について、県民の理解と関心を高めるために実施する事業（住民参加による自然環境保護活動、啓発活動など）
 - (2) 自然環境の保全や川づくりなどの重要性について、県民の理解と関心を高めるための環境教育等（セミナー、体験講座の実施など）
- 2 前項の事業は、毎年度の3月10日までに完了することができるものに限る。

第3 提案事業の対象条件

提案事業の対象条件は、次に掲げる条件に合致することとする。

- (1) 住民に分かりやすく、住民の目に見える形で結果を出せる事業であること。
- (2) 新たに実施していくべき施策、今後拡充していくべき施策を推進するものであり、既存事業の財源不足を補うものでないこと。
- (3) 事業の目的、内容等が市町村の各種計画等に位置付けられているものであること、又は県主要施策との関連性が高いものであること。
- (4) 他の公金による補助金、負担金その他の交付を受ける事業でないこと。
- (5) 本来、市町村が行うべき施設の修繕や維持管理に該当する事業でないこと。
- (6) 特定の者の財産形成に直接寄与するものでないこと。
- (7) ハード整備事業については、各施工箇所に清流の国ぎふ森林・環境税を活用して整備した旨を表示した看板を設置すること。
- (8) 事業の実施に当たっては、参加者等の安全対策に万全を期すものとする。

第4 補助対象経費及び補助率

事業の補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金 ただし、1事業あたり1,000千円を下限、10,000千円を上限とする。 間接補助事業に係る経費については、当該経費を除く事業経費の額を限度に補助対象経費とする。	1事業あたり補助対象経費の10分の10(補助対象経費が2,000千円を超える部分にあつては、2分の1)以内

第5 事業の実施申請

- 1 事業の実施申請は、岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施申請書(様式第1号)に、事業計画書(様式第2号)を添付(以下「実施申請書等」という。)して行う。
- 2 事業の実施申請の時期は、別に定める。
- 3 知事は、提出された実施申請書等を審査し、予算の範囲内において事業の実施が適当であると認めた場合は、その結果を計画承認通知書(様式第3号)により通知する。

第6 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

第7 事業計画の変更等

- 1 市町村は、補助金交付決定通知を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更を行うときは、要綱第5条第3項に規定する承認申請書(要綱第3号様式)に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)
 - (2) 補助金の額の増額変更
- 3 知事は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認通知書(様式第5号)により通知する。

第8 補助金の変更交付申請

- 1 市町村は、補助金交付決定通知を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（様式第6号）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の20%以下の減額となる場合は、この限りでない。
 - （1）補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - （2）その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

第9 事業の着手

- 1 事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手することができる。
- 2 市町村は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（様式第8号）を、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の交付決定前着手届を提出した場合においては、要綱第7条第1項の規定に基づく着手届の提出は不要とする。

第10 広報の実施

- 1 市町村は、ハード事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用して整備した旨を表示した看板を設置するものとし、ソフト事業についても、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するよう努めるものとする。この場合において、表示の方法等は、別に定めるものとする。
- 2 市町村は、事業の目的、内容及び効果について、当該市町村の広報紙に掲載する方法により、補助金の交付決定から清流の国ぎふ森林・環境基金事業実績報告書の提出までの間に1回以上、広報を行うものとする。ただし、当該方法及び期間による広報が困難と認められる場合は、知事と協議の上、その他の広報媒体を活用する方法により行うこと又は異なる期間に行うことができる。

第11 実績報告等

- 1 実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - （1）実施報告書（様式第9号）
 - （2）当事業で購入した単価5千円以上の物品（補助対象経費で購入した物品に限る。）がある場合は、用器具等管理台帳（様式第10号）
 - （3）第10第2項の規定による、当事業についての広報媒体等
- 3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第11号）により通知する。

第12 事業の検査

- 1 事業の実施において、事業の実施状況その他の検査を行う必要があるときは、指定する職員（以下「検査員」という。）により行うものとする。
- 2 検査員は、前項の検査を行ったときは、検査確認書（様式第12号）により、報告するものとする。

第13 その他

- 1 知事は、事業の実施にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業推進上必要と認めるときは、市町村に対して報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和5年度予算に係るものから適用する。